

レンタル規約

お客様（以下「甲」）および株式会社アーツエイハン（以下「乙」）間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」）に関し、別段の定めがある場合を除き、以下の約款条項を適用するものとします。

甲は、レンタル物件を利用することにより、本約款の各条項に合意したものとみなされます。

第1条（物件の賃貸借）

1. 乙は甲に対し、請求書に記載するレンタル物件（以下「物件」といいます）を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとします。
2. 物件はレンタル専用品につき新品ではないため、通常の使用に伴う細かな傷や凹み等があることを、甲はあらかじめ承諾するものとします。
3. 乙は物件の出荷前に正常な稼働を確認するものとしますが、万一、配送中の事故等により物件に不具合や損傷が生じた場合、甲は速やかに乙の担当者まで連絡するものとします。

第2条（物件の貸し出し期間）

1. 物件の貸し出し期間は請求書記載のとおりとします。

第3条（レンタル料の支払い）

1. 甲は乙に対し、請求書に記載されたレンタル料を、指定の支払方法により支払うものとします。
2. レンタル料の支払いは、原則としてレンタル開始日の1週間前までの前納制とします。
3. レンタル物件の予約確定（取り置き）は、前項の入金確認後に行われるものとし、入金が確認できない場合は物件の確保を保証いたしません。

第4条（物件の引き渡しと送料）

1. 物件の配送にかかる往復送料は、レンタル料とは別に甲が負担するものとします。
2. 往路（乙から甲への発送）の送料は、乙が発行する請求書において、レンタル料に加算して請求するものとします。
3. 復路（甲から乙への返送）の送料は、甲が物件を返却する際に、運送業者に対して直接支払う（元払い）ものとします。

第5条（担保責任）

1. 乙は物件の引渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保するものとし、甲の特定の利用目的への適合性については、何ら保証しないものとします。
2. 物件の引渡し後2日以内に、甲から書面による性能欠陥の通知がない限り、物件は正常な状態で引き渡されたものとみなします。
3. 甲の責に帰すべき事由によらない性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合、乙は物件の修理または代替品の提供を行うものとします。この場合、乙は物件の使用不能期間に応じたレンタル料を日割計算により減免するほか、甲に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。なお、修理や代替品の提供に伴う送料は、甲から乙への返送分を甲が負担し、乙から甲への発送分を乙が負担するものとします。
4. 乙は、前項に定めるほか、物件の作動不良に関して一切の責任を負いません。

第6条(物件の保管、使用、維持)

1. 甲は、物件の保管および使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとし、使用に伴う消耗品代その他一切の費用を負担します。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、物件の設置場所の変更、改造、加工、または第三者への譲渡・転貸等、乙の所有権を侵害する行為をしてはなりません。
3. 物件の使用・保管によって第三者に損害を与えた場合、甲が自己の責任において賠償するものとします。
4. 甲は、物件に貼付された標識やラベル等を汚損・剥離してはなりません。
5. 第5条第3項の規定にかかわらず、展示会等の会期中に物件の不具合が生じた場合、乙は代替品の提供義務を負わないものとします。なお、不具合の原因が乙の過失によるものと認められる場合に限り、乙は受領済みのレンタル料を上限として返金対応を行い、それ以外の損害については責任を負いません。

第7条(物件の使用地域)

1. 甲による物件の使用地域は、日本国内(ただし、自治体等が指定する避難指示区域を除く)に限定されるものとします。

第8条(物件の滅失・毀損等)

1. 甲の責に帰すべき事由により物件が滅失(修理不能または所有権の侵害を含む)または毀損した場合、甲は乙に対し、物件の代替購入価額または修理費用相当額を支払うものとします。
2. 前項の場合、物件の使用可否に関わらず、甲は契約期間中のレンタル料支払義務を免れません。また、修理期間中の休業補償として、当該物件の最低レンタル料相当額を別途支払うものとします。
3. 物件受領時に外装(段ボール等)に破損がなく、物件のみが破損していた場合は、甲の管理責任による破損とみなし、甲が賠償の責を負うものとします。この場合、レンタル料の返金はいりません。ただし、第5条第2項に定める期間内に通知があり、明らかに初期不良と認められる場合を除く。
4. 配送業者の過失による破損が明らかな場合は、未使用期間分のレンタル料を返金し、甲による物件の賠償は不要とします。ただし、いずれの場合においても、物件の使用不能に起因する損害(営業損失、機会損失等)について、乙は一切の責任を負わないものとします。

第9条(物件の返還)

1. 甲が物件を返還する際は、輸送中の破損を防ぐため、到着時と同等の保護がなされた適切な梱包状態で返送するものとします。

第10条(期間の延長および遅延)

1. 甲がレンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了の10日前までに乙へ申し出を行い、乙の承諾を得たうえで、追加のレンタル料を支払うことにより期間を延長できるものとします。
2. 甲が前項の申し出を行わず、無断で物件の返還を遅延した場合、甲は遅延した期間について、1ヶ月単位で通常のレンタル料の2倍に相当する遅延損害金を乙に支払うものとします。

第11条(中途解約)

1. 甲は、レンタル期間中であっても、乙に通知し物件を返還することにより、本契約を中途解約することができます。
2. 前項の場合、甲に違約金等は発生しませんが、乙は受領済みのレンタル料の返金は一切行わないものとします。

第12条(不可抗力による免責)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰すべからざる事由により、レンタル契約の履行遅延または履行不能が生じた場合、乙はその責任を負わないものとします。
2. 前項の事由が発生した場合、乙は甲に対し通知を行うことにより、レンタル契約の全部または一部を変更、あるいは解除することができるものとします。

第13条(付則)

1. 本レンタル約款は、2026年3月10日以降に締結されるすべてのレンタル契約について適用されるものとします。